

令和元年12月伊勢原市教育委員会定例会議事録

1 開催日時

令和元年12月24日(火) 午前9時30分から9時55分

2 開催場所

市役所 3階 第2委員会室

3 教育長及び委員

教育長	鍛代 英雄
委員	永井 武義
委員	重田 恵美子
委員	菅原 順子

4 説明のために出席した職員

教育部長	谷亀 博久
学校教育担当部長	石渡 誠一
参事(兼)教育総務課長	古清水 千多歌
参事(兼)歴史文化担当課長	立花 実
参事(兼)教育センター所長	橋口 龍郎
学校教育課長	守屋 康弘
教育指導課長	今井 仁吾
図書館・子ども科学館長	倉橋 一夫
社会教育課社会教育係長	吉田 千恵子

5 欠席

委員(教育長職務代理者) 渡辺 正美

6 会議書記

教育総務課総務係長 大澤 貴之

7 傍聴人

1 名

8 議事日程

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第25号 伊勢原市立子ども科学館条例施行規則の一部を改正する規則について

----- ○ -----
午前9時30分 開会

○教育長【鍛代英雄】 定刻となりました。本日は渡辺委員が欠席ですが、定足数に達しておりますので、ただいまから教育委員会議を開催いたします。

----- ○ -----
日程第1 前回議事録の承認

○教育長【鍛代英雄】 日程第1、「前回議事録の承認」について、お願いします。

○教育長及び全委員 承認

----- ○ -----
日程第2 教育長報告

○教育長【鍛代英雄】 日程第2、「教育長報告」をいたします。本日は1点でございます。市議会12月定例会一般質問の概要について、各部長から報告をお願いします。

○教育部長【谷亀博久】 それでは、資料1の説明に入る前に、この12月議会での補正予算について、ご説明させていただきます。

今年度、設計業務を進めております小中学校5校のトイレ改修工事につきまして、国庫補助金の採択を受けることができたため、計画を前倒しし、校舎及び体育館等のトイレ改修工事の経費を計上させていただきました。

工事の概要は、高部屋小学校の校舎と体育館、大田小学校の校舎と体育館、成瀬小学校の校舎、大山小学校の校舎と体育館、山王中学校の校舎と体育館、以上5校のトイレを改修するもので、4億5,706万1千円の歳出を計上いたしました。

関連の歳入については、国庫補助金が7,885万3千円、市債が3億5,320万円を計上させていただいております。12月6日の本会議において可決・成立いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

それでは、資料1でございます。一般質問は4人の議員から主にいただきました。

まず1番目、相馬欣行議員です。私のほうからは、発言の主題1、豪雨から市民の命を守るためにということで、体育館に避難された方から、雨漏りや老朽化に対する不安の声を聞いたという質問でございます。

本年度から校舎のトイレ改修に合わせて、体育館のトイレも改修を行っている

と。少しでも安心して過ごしていただけるよう、校舎等の活用なども含めて、学校と調整していきますという答弁をしております。

○学校教育担当部長【石渡誠一】 発言の主題2、おいしい小中学校給食を継続提供するために、(1)小学校給食調理業務の民間委託について、ご質問をいただきました。

こちらにつきましては、市の行財政改革推進計画や定員管理計画に基づき、外部委託や民間活力の導入に取り組んでいること、給食調理業務の民間委託は、給食調理員の定年退職に合わせて、民間事業者への委託を推進し、簡素で効率的な行財政運営を図ることを目的に実施すること。こうした市の方針に則り、試行実施をするもので、試行期間中に必要な検証を行い、直営と委託のメリット、デメリット等を実際に比較し、委託校数の拡大等について検討しますと答弁いたしました。

続いて、(2)安全でおいしい給食の継続提供についての質問でございます。

これにつきましては、現在、市内の小学校の調理施設のうち、平成に入って建設した施設が3校、ほかは昭和40年代から60年代に建設した施設となっております。

老朽化している施設もございますが、必要な修繕等に努めていること、また給食調理の自校方式を引き続き実施し、令和3年度までに策定する学校施設の長寿命化計画を踏まえて、その先の対応に適切に対応することについて、答弁をいたしました。

次に、土山由美子議員でございます。発言の主題は、「学校運営上の化学物質使用に当たっての配慮に関するマニュアル」の見直しについてです。

(1) マニュアルをどのように活用しているかという質問に対しまして、平成23年6月に作成したマニュアルでは、化学物質過敏体質の児童生徒が支障なく学校生活を送ることができるように、学校衛生法基準に基づく、自然換気を積極的に行うことや、洗浄や清掃等による物理的対処を行うことを定めていること。床に塗布するワックス、教材から揮発する化学物質、校庭の樹木へ散布する殺虫剤等の影響が考えられることから、各学校でマニュアルに基づき、使用する製品を選択していると、答弁いたしました。

(2) このマニュアルの改定についての見解はという質問でございます。こちらにつきましては、マニュアルの見直し・改定については、厚生労働省が定める基準・数値の見直しがあった場合に、必要に応じて行う旨を答弁いたしました。

こちらについては以上でございます。

○教育部長【谷亀博久】 続きまして3番目、山田昌紀議員でございます。公共施設等総合管理計画についてということで、教育施設の長寿命化計画への質問でございます。

長寿命化計画策定の目的は、コストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設の機能・性能を確保するということ。具体的な内容としては、小中学校14校の全ての施設を対象にして、令和2年度に老朽化調査、令和3年度に長寿命化計画を策定するとともに、公民館、図書館、子ども科学館も、同じスケジュール

で計画策定を予定しているということです。

また、再質問で、子ども科学館の今後の方向性ということでお尋ねがありました。現在、他機能への転換の検討を進めるとしており、事務レベルで検討を行っている」と答弁をしております。

以上です。

○学校教育担当部長【石渡誠一】 八島満雄議員でございます。大きく2点、ご質問をいただきました。発言の主題1といたしまして、特色ある教育モデル推進事業「大山小学校」について、ここで6年間の事業が終わることからのご質問でございました。

まず、(1)大山小学校の取り組みにつきましては、改めて大山小学校の特色ある教育モデル推進事業についての概要を説明し、特に外国語教育についてということでしたので、その内容について説明し、指導計画や評価の観点をまとめた「大山英語プラン」を作成し、ほかの小学校の指導計画に役立てたことについてご答弁をいたしました。

(2)学区を外しての就学認定につきましては、本事業に魅力を感じ、希望する場合に市内全域から児童の受け入れを行う、就学指定校変更の許可を行い、6年間で22人、現在は16人が学区外から通学していること。学習活動では、一定の人数がいることで、話し合いや関わりがより多様になるとともに、大山小の特徴の1つ、異学年交流がさらなる充実を図ることができていることについて答弁をいたしました。

(3)6年間の指定校での成果につきましては、外国語教育については、授業の指導の形態から、児童が英語に触れる機会が多くあり、英語のなれ親しみや、コミュニケーションへの関心、意欲、態度等が大きく伸びていること。ICT機器の利活用については、学級での活用の際にしまして、1人1台で利用できる環境を整えたことから、児童が機器を使いこなしていること。外国語やICTの活用については、市内の小中学校に情報提供されていることを答弁いたしました。

大きな2点目の、学校教育の喫緊の課題についてでございます。

まず、(1)学校教育の日課表について。こちらは、来年度、新学習指導要領が小学校で全面実施されることを踏まえてのご質問でございます。

また、学校教育の日課につきましては、小学校は来年、学習指導要領の全面実施、中学校は中学校給食が開始されます。このことに伴い、下校時刻が遅くならない日課表の工夫についてのご質問です。

日課表は、各小中学校の実績に応じて定められているが、学習指導要領の改訂で、授業時数が増える場合、日課の検討を行い、下校時刻への影響を鑑みて、これまでも協議・検討がなされてまいりました。例えば、15分間の短時間学習を活用したり、曜日によって休み時間や清掃時間を短くするなどして工夫していることを答弁いたしました。

(2)は、エアコンが導入されたことで、さらに教育環境についてどのような影響があったかというご質問でございました。

小中学校へのエアコン設備の導入は、今年度中に完了する予定でございますが、

現段階では、そのことに伴って長期休業期間を変更しての授業日、登校する日を増やすことは想定していないこと。ただ、夏休み中には多くの小中学校で自習や課題に取り組む日、補習を行う日を設定していたり、また、中学校では部活動のほか、リーダー研修会の準備や、平和の旅派遣団の平和のつどいでの報告会に向けての準備があり、さまざまな活動が涼しい環境で行われ、充実したものになると期待していると答弁いたしました。

以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】 報告が終わりました。ただいまの報告の内容につきまして、ご質問やご意見等がありましたらお願いします。

永井委員。

○委員【永井武義】 相馬議員の一般質問、発言主題の1ですが、確かに、先日、小学校の研究発表会で体育館に行ったときに、雨が降っていて、雨音が気になるなと感じて、先生方とお話をしたのを思い出したのですが、確かに緊急避難先とはいえ、避難してああいう状況になると、不安というのはすごくあるのかなと感じたところでございます。

実際に雨漏りしている校舎や体育館というのは、現状あるのでしょうか。

○教育長【鍛代英雄】 教育総務課長。

○教育総務課長【古清水千多歌】 今、データとしては持ってきていないのですが、雨漏りというか、雨の吹き込み等で漏れてしまうという状況は、幾つかの小中学校でございます。

○委員【永井武義】 小学校での研究会か学校訪問だったと思うのですが、懇談の折に先生方から、風が強い日に雨が降るとしみ込みがあるというようなことは聞いたことがありました。そういう声はやはり上がっているわけですね。

○教育総務課長【古清水千多歌】 はい。

○委員【永井武義】 雨の日の見回りなど実際に集中してチェックすることが大事かなと思いました。

○教育長【鍛代英雄】 ほかにございますか。菅原委員。

○委員【菅原順子】 3ページの、大山小学校の事業について、ここに記載のとおり、3本柱の外国語教育、ふるさとの伝統文化の学習、ICT機器の利活用、そして、小規模校である大山小学校に、ある程度の人数の児童が集まることで、集団活動も充実させるという所期の目的に対して、6年間で非常に大きな成果を上げてきたと私も感じています。

「ある程度の人数」ということですが、これは何人を想定しているのか。例えば少ない場合には、学年が上がった段階でも再募集したり、あるいは、ある程度想定している人数を超えてしまった場合はお断りをするとか、人数について基準があるのかお伺いしたいと思います。

○教育長【鍛代英雄】 教育指導課長。

○教育指導課長【今井仁吾】 このモデル事業では、就学時に1学年15人までという形で募集を行いました。この6年間で15人を超えたことはございません。15人という人数は、学校と調整しながら決定した人数でございます。

- 委員【菅原順子】 一番少ない学年で何人なのですか。
- 教育指導課長【今井仁吾】 6人です。
- 委員【菅原順子】 最低でも6人はいるわけですね。1人とか2人、あるいはいない学年もあったのですか。
- 学校教育担当部長【石渡誠一】 いないということはなかったのですが、以前3人という学年があったと記憶しています。
- 委員【菅原順子】 少人数でモデル推進事業として大きな成果を上げているということですね。
- 次に、最後のページのエアコンについてですが、エアコンが設置されて、夏休みも涼しい環境の中で、活動できることになるのですが、エアコン使用の上限というのは定められているのか。9月に2つの小学校でエアコンが使用されたと思うのですが、使用時間とか予算的なものについて教えていただきたいのですが。
- 教育長【鍛代英雄】 教育総務課長。
- 教育総務課長【古清水千多歌】 実際、はっきりした推計を出すことはちょっと困難なので、1カ月程度の予算計上を今年度はさせていただいております。大体、予算の範囲での使用になっていると思っています。
- また、使用に関する指針を作成しており、2校に配布しております。
- 教育長【鍛代英雄】 ほかに何かありますか。よろしいですか。それでは進ませさせていただきます。

----- ○ -----

日程第3 議案第25号 伊勢原市立子ども科学館条例施行規則の一部を改正する規則について

- 教育長【鍛代英雄】 続いて日程第3、議案第25号「伊勢原市立子ども科学館条例施行規則の一部を改正する規則について」、提案説明をお願いします。
- 教育部長【谷亀博久】 議案書の1ページになります。伊勢原市立子ども科学館条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明させていただきます。
- 伊勢原市立子ども科学館の入館料等の減免に関する規定について、基準を明確化し、適正な運用を行うため、規則の一部を改正する必要性が生じたため、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案するものでございます。
- 3ページの新旧対照表をごらんください。伊勢原市立子ども科学館の入館料等の減免に関する規定については、これまでの第7号、その他教育委員会が特に必要と認める場合を適用していた事案について、基準の明確化を図るため、新たに5つの条文を追加するものでございます。
- まず、改正案の第7条第4号では、市内の幼保連携型認定こども園の使用について、全額減免とすることを追加いたします。
- さらに第7号では、市内の放課後児童健全育成事業、第8号では放課後等デイ

サービス、第9号では市外の高等学校を除く学校の特別支援学級、4ページでは、第10号として市外の高等部を除く特別支援学校の関係者が使用する場合、それぞれ5割減額することを追加するものでございます。

2ページにお戻りください。一番下になりますが、この規則は令和2年4月1日から施行いたします。

ご説明は以上になります。

○教育長【鍛代英雄】 提案説明が終わりました。ご質問等がありましたらお願いします。

菅原委員、どうぞ。

○委員【菅原順子】 大変細かいことですが、3ページの(9)に、「市外の学校の特別支援学級に所属する児童または生徒」とあります。これは市によって違うかもしれないのですが、児童生徒は全員、通常の学級に所属するのではなかったでしょうか。所属して、特別支援学級に在籍するのではなかったかと思うのですが。特別支援学級に「在籍する」のほう为正しくないかなと思うのですが。ほかの部分が、「何々の児童」とあるので、「特別支援学級の児童」としてしまえば、別に問題はないと思うのですが。

○学校教育担当部長【石渡誠一】 再度確認いたしますが、基本的には、所属については、特別支援学級に所属という形が、学籍上はそのような形で処理をしています。

○委員【菅原順子】 「在籍」ではなくてですか。特別支援学級に在籍するけれど、「所属」は、全員が通常学級に所属しているのではなかったかなと。

○学校教育担当部長【石渡誠一】 文言については、再度確認いたします。

○委員【菅原順子】 お願いいたします。もし、そうだとしたら変えたほうがいいのではないかと思います。厚木市ではそのように規定されています。

規則なので厳密にしたほうが良いと思います。

○教育長【鍛代英雄】 それでは、ご指摘につきまして、異例ではありますが、文言について確認いたしますが、ご指摘のように「所属」とすることが適当でない場合には、修正させていただくということでご理解いただいでよろしいでしょうか。

それでは、ほかに。よろしければ、今申し上げましたように、異例ではございますが、条件つきでこの規則につきまして、採決に入らせていただきます。

議案第25号「伊勢原市立子ども科学館条例施行規則の一部を改正する規則について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって本案は可決決定いたしました。

----- ○ -----

その他

○教育長【鍛代英雄】　　続きまして、「その他」ということで、委員の皆様から何かございますか。

事務局からは何かありますか。

特にないようですので、最後に、来月の定例会の日程についてお願いします。

○教育総務課長【古清水千多歌】　　来月は、令和2年1月28日、火曜日、午前9時30分から、市役所3階第2委員会室での開催となります。よろしくお願
いします。

○教育長【鍛代英雄】　　それでは、本日の教育委員会議はこれをもって閉会と
させていただきます。ありがとうございました。

午前9時55分　　閉会

----- ○ -----

<配布資料>

資料1　市議会12月定例会　教育委員会関連一般質問答弁の概要

議案

令和元年12月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和元年12月24日（火）

午前9時30分から

場所：市役所 3階 第2委員会室

開 会

議 事

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第25号 伊勢原市立子ども科学館条例施行規則の一部を改正する規則について

その他

閉 会

市議会 12月定例会 教育委員会関連一般質問答弁の概要

【一般質問】

No.	質問者	答弁の概要
1	相馬 欣行 (2日目3番)	<p>発言の主題：1 豪雨から市民の命を守るために (教育総務課)</p> <p>(3) 体育館の雨漏れや老朽化に対する不安払しょくに向けた対応策について (再質問) 具体的な取組としては、今年度から校舎のトイレ改修にあわせて、体育館トイレの改修も行っています。 今後に備え、避難してこられる方誰もが少しでも安心して過ごしていただけるよう、校舎棟の活用なども含めて学校と調整していきます。</p> <p>発言の主題：2 おいしい小中学校給食を継続提供するために (学校教育課)</p> <p>(1) 小学校給食調理業務の民間委託について 市では、行財政改革推進計画や定員管理計画を定め、限られた経営資源の最適な配分により、行政サービスを効率的かつ効果的に提供するため、外部委託や民間活力の導入に取り組むこととしています。 給食調理業務の民間委託は、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、給食調理員の定年退職に合わせて民間事業者への委託を推進し、簡素で効率的な行財政運営を図ることを目的に実施するものです。 委託内容は、調理、食器類の洗浄、施設の清掃等で、学校給食の基本は維持し、安全安心で安定的な給食の提供をめざします。 調理業務の委託は、市の方針に則り試行実施するもので、試行期間中に必要な検証を行い、直営と委託のメリット・デメリット等を実際に比較し、委託校数の拡大を検討します。</p> <p>(2) 安全でおいしい給食の継続提供について 市内の小学校10校は現在、自校方式で給食を実施しています。10校の給食室は、平成に建設した施設が3校、他は昭和40年代から60年代に建設した施設で、老朽化が進んでいる施設もありますが、給食の安全性等を確保するため、必要な修繕等に努めています。 現段階では、自校方式を引き続き実施することとし、令和3年度までに学校施設の長寿命化計画を策定し、同計画に基づき、現有施設をできるだけ長く活用することを基本的な考え方としています。 しかし、長寿命化計画策定のための調査・点検の結果、改修等に多額の経費を要したり、改修等では必要な機能・性能の確保が難しいと判断されることも考えられることから、今後策定する長寿命化計画の内容を踏まえた上で、適切に対応していきます。</p>

2	土山 由美子 (2日目5番)	<p>発言の主題：2 「学校運営上の化学物質使用に当たっての配慮に関するマニュアル」の見直しについて (教育指導課)</p> <p>(1) <u>どのように活用しているのか</u> 「化学物質製品使用にあたっての配慮に関するマニュアル」は、平成23年6月に教育委員会が策定しました。 マニュアルでは、化学物質過敏症の典型的な症状から、化学物質が多動や学習障害の一因として考えられることを掲げ、注意喚起するとともに、化学物質敏感体質の児童生徒が支障なく学校生活を送ることができるように、学校衛生法基準に基づく自然換気を積極的に行うことや、洗浄や清掃等による物理的対処を行うことを定めています。 化学物質過敏症を発症している方は、床に塗布するワックス、教材から揮発する化学物質、校庭の樹木へ散布する殺虫剤に反応して症状がでると言われており、各学校では、マニュアルに基づき、使用する製品を選択しています。</p> <p>(2) <u>改定について</u> マニュアルの見直し・改定については、厚生労働省が定める基準・数値の見直し等があった場合に、必要に応じて行います。</p>
3	山田 昌紀 (3日目1番)	<p>発言の主題：1 公共施設等総合管理計画について (教育総務課・社会教育課・図書館子ども科学館)</p> <p>(1) <u>教育施設等長寿命化への研究・検討内容及び長寿命化計画策定の方向性について</u> 教育施設の長寿命化計画策定の目的は、中長期的な維持管理にかかるコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設の機能・性能を確保することです。 具体的な内容は、小中学校14校の全ての施設を対象として令和2年度に老朽化調査を実施し、施設の調査項目ごとにカルテを作成し、令和3年度に老朽化調査の結果に基づき、長寿命化計画の策定を行うもので2カ年の業務委託を考えています。 なお、公民館、図書館・子ども科学館の長寿命化計画についても、来年度に老朽化調査、令和元年3年度に計画策定の予定としています。 また、子ども科学館については、公共施設等総合管理計画実施計画において、他機能への転換の検討を進めるとしており、現在事務レベルで検討を行っているところです。</p>

4

八島 満雄
(3日目3番)

発言の主題：1 特色ある教育モデル推進事業「大山小学校」
について

(教育指導課)

(1) 大山小学校の取り組みについて

「特色ある教育モデル推進事業」は、地域に根ざしたグローバル人材の育成を目指し、大山小学校をモデル校として、外国語教育の充実、ふるさとの自然体験伝統文化の学習、ICT機器の利活用を事業の柱として実施してきました。

外国語教育の充実を進めていく中で、モデル校として新学習指導要領の全面実施を見据え、外国語活動における指導計画や評価の観点をまとめた「大山英語プラン」を作成し、他の小学校の指導計画の作成に役立てました。

(2) 学区を外しての就学認定について

本事業に魅力を感じ、希望する場合、一定の条件のもと、市内全域から児童の受入れを行う就学指定変更の許可を行いました。

本事業を通じて、学区外から大山小学校へ就学した人数は22人で、現在は16人の児童が学区外から大山小学校へ通学しています。

学習活動を行う際に、ある程度の人数の児童がいることで、普段の授業での話合いや関わりがより多様になり、さらに大山小学校の特色である異学年交流活動もさらなる充実を図ることができました。

(3) 6年間の指定校での成果について

モデル事業指定校の成果として、特色ある教育モデル校である大山小学校の英語学習の基本的な授業形態は、現在、「大山英語プラン」に基づき、学級担任とALTとで授業を行い、英語専科非常勤講師が児童のサポートを行うという形態で全学年において実施しています。そうした授業形態から、児童が英語に触れる機会が多くあり、児童の英語への慣れ親しみやコミュニケーションへの関心・意欲・態度等が大きく伸びています。

ICT機器の利活用については、学級での活用の際にタブレット型パソコンを授業で一人一台使用できる環境を整備しました。

これまでのモデル事業の取り組みについては、小中学校の教員に授業を公開し、指導方法等について周知に努めています。

また、外国語活動の指導計画等がまとめられている「大山英語プラン」やタブレット型パソコンの活用事例等のデータをコンピュータネットワークに保存し、他の小中学校でも確認及び活用ができるようになっていきます。

発言の主題：2 学校教育の喫緊の課題について

(教育指導課・学校教育課)

(1) 学校教育の日課表について

日課表については、各小中学校の実状等に応じて定められています。

なお、学習指導要領の改訂で教科等の時数が変更が生じる場合は、必要に応じ日課を変更していますが、下校時間が極力遅くならないよう次のような工夫をしています。

・小学校では、15分間の短時間学習を朝に設け、授業時間として確保する。

		<p>・曜日によって、休み時間や清掃時間等を短くしたり簡単な清掃で済ませたりする。</p> <p>(2) <u>エアコン導入後の教育環境について</u></p> <p>小中学校へのエアコン設備の導入は今年度中に完了する予定ですが現段階では登校日を増やす予定はありません。</p> <p>ただし、夏休み期間中には、自習や課題、補習に取り組む日を設定している小中学校があります。また、中学校では、部活動や生徒会活動のほか、様々な活動に取り組んでいます。</p> <p>こうした取り組みが涼しい環境のもとでより充実したものになると期待しています。</p>
--	--	--

伊勢原市立子ども科学館条例施行規則の一部を改正する規則について

伊勢原市立子ども科学館条例施行規則の一部を改正する規則について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第2号の規定により提案する。

令和元年12月24日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 鍛代 英雄

提案理由

伊勢原市立子ども科学館条例施行規則について、所要の改正を行う必要が生じたため提案する。

伊勢原市立子ども科学館条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢原市立子ども科学館条例施行規則（平成元年伊勢原市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第7号を同項第12号とし、同項第6号中「第4号、第5号」を「第5号から第10号まで」に改め、同号を同項第11号とし、同項第5号を同項第6号とし、同号の次に次の4号を加える。

(7) 放課後児童支援員等に引率された児童福祉法第6条の3に規定する市内の放課後児童健全育成事業を利用する児童及びこれらの引率者が使用する場合
5割減額

(8) 児童発達支援管理責任者等に引率された児童福祉法第6条の2の2に規定する放課後等デイサービスの児童及びこれらの引率者が使用する場合
5割減額

(9) 教員に引率された学校教育法第81条に規定する市外の学校（高等学校を除く。）の特別支援学級に所属する児童又は生徒及びこれらの引率者が教育課程の目的で使用する場合
5割減額

(10) 教員に引率された学校教育法第1条に規定する市外の特別支援学校（高等部を除く。）の児童又は生徒及びこれらの引率者が使用する場合
5割減額

第7条第1項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 保育士等に引率された就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成30年法律第66号）第2条に規定する市内の幼保連携型認定こども園の幼児及びこれらの引率者が教育及び保育課程の目的で使用する場合
全額

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢原市立子ども科学館条例施行規則新旧対照表（1 / 2）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第6条（略） （入館料等の減免）</p> <p>第7条 （1）～（3）（略）</p> <p>（4）心身障害児者（手帳所持者） 及びその介護者が使用する場 合 5割減額</p> <p>（5）市内の子ども会育成会が活 動の目的で使用する場 5 割減額</p>	<p>第1条～第6条（略） （入館料等の減免）</p> <p>第7条 （1）～（3）（略）</p> <p>（4）<u>保育士等に引率された就学 前の子どもに関する教育、保 育等の総合的な提供の推進に 関する法律（平成30年法律 第66号）第2条に規定する 市内の幼保連携型認定こども 園の幼児及びこれらの引率者 が教育及び保育課程の目的で 使用する場 全額</u></p> <p>（5）心身障害児者（手帳所持者） 及びその介護者が使用する場 合 5割減額</p> <p>（6）市内の子ども会育成会が活 動の目的で使用する場 5 割減額</p> <p>（7）<u>放課後児童支援員等に引率 された児童福祉法第6条の3 に規定する市内の放課後児童 健全育成事業を利用する児童 及びこれらの引率者が使用す る場 5割減額</u></p> <p>（8）<u>児童発達支援管理責任者等 に引率された児童福祉法第6 条の2の2に規定する放課後 等デイサービスの児童及びこ れらの引率者が使用する場 5割減額</u></p> <p>（9）<u>教員に引率された学校教育 法第81条に規定する市外の 学校（高等学校を除く。）の 特別支援学級に所属する児童 又は生徒及びこれらの引率者 が教育課程の目的で使用する</u></p>

伊勢原市立子ども科学館条例施行規則新旧対照表 (2/2)

現 行	改 正 案
<p>(6) 30人以上の団体(第4号、第5号を除く。)が使用する場合 2割減額</p> <p>(7) その他教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認める場合、委員会が定める額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第8条～第14条 (略)</p> <p>第1号様式～第4号様式 (略)</p>	<p>場合 5割減額</p> <p>(10) 教員に引率された学校教育法第1条に規定する市外の特別支援学校(高等部を除く。)の児童及びこれらの引率者が使用する場合 5割減額</p> <p>(11) 30人以上の団体(第5号から第10号までを除く。)が使用する場合 2割減額</p> <p>(12) その他教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認める場合、委員会が定める額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第8条～第14条 (略)</p> <p>第1号様式～第4号様式 (略)</p>